主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告本人の上告趣意は、事実誤認、単なる訴訟法違反の主張であつて、刑訴四〇 五条の上告理由に当らない。なお、原判決の判示踏切は道路交通法三三条一項所定 の踏切に該当するものとした判断は正当である。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三七年四月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	高	木	常	七